仕 様 書

1. 委託業務の対象及び委託場所

名 称:みかもクリーンセンター運転に伴う生活環境影響補足調査業務委託

場 所: 佐野市町谷町外

期 間:契約締結日 より 令和 8年 3月16日まで

2. 業務の目的

みかもクリーンセンターの運営において、施設が稼動することによる周辺環境に及ぼす影響についての調査を行う。

3. 委託内容

①一般大気調査 - 1式

②水質調査 - 1式

③土壌調査 - 1式

4. 業務上の留意事項

本調査で実施場所が町会、区または公の施設となる場合があるが、使用許可申請等必要な業務については、受託者が各施設の管理者または責任者と協議し対応すること。なお、実施にあたり電力使用料金等の経費が発生する場合は、受託者が負担すること。

5. 関係法令等の遵守

受託者は、業務の遂行にあたり、関係法令等を十分に理解し、業務内容を熟知し遺漏のないよう努めること。

6. 協議及び議事録

受託者は、業務の遂行にあたり、監督職員と密接に連絡をとり、適宜、必要な協議を行うものとする。

また、受託者は、協議結果について、その都度議事録を作成し監督職員に提出することとする。

7. 秘密の保持

受託者は、業務の遂行において、知り得た事項を第三者に漏らしてはならない。

8. 主任技術者

受託者は、業務を遂行するため、専門的知識を有し、充分な経験を有する技術者を主任技術者として定めなければならない。

なお、主任技術者は、業務全般の技術的な管理を行うものとする。

9. 資料の収集

業務の遂行上必要な資料の収集は、原則として受託者が行うものとし、本市が保有する調査資料や文献等で業務に必要なものは、要望により貸与するものとする。なお、受託者は資料等貸与を受ける場合は、委託者が指定する手続きを行うものとし、貸与した資料は業務完了時までに返却するものとする。

10. 成果品

本業務の成果品は、次のとおりとする。

①一般大気調査報告書 - 2部

②水質調査報告書 - 2部

③土壤調査報告書 - 2部

※成果品の電子データについても提出のこと。

11. 疑義

本業務の実施にあたり、疑義が生じたときは、委託者と受託者の協議により、解決するものとする。

12. 現地調査

施設周辺の環境を把握するため、次にあげる各項目について現地調査を行う。

- ①一般大気調査(測定地点:佐野市4地点、栃木市岩舟町2地点)図-1
 - 一酸化窒素濃度
 - 二酸化窒素濃度
 - 窒素酸化物濃度
 - 一酸化炭素濃度
 - 二酸化硫黄濃度

浮遊粒子状物質濃度

塩化水素濃度

ダイオキシン類濃度

②水質調査(測定地点:三杉川 佐野市1地点、栃木市岩舟町1地点)図-2 水素イオン濃度

生物化学的酸素要求量

浮遊物質量

溶存酸素量

大腸菌数

③土壌調査(測定地点:佐野市4地点、栃木市岩舟町2地点)図-3 カドミウム

鉛

六価クロム

砒素

総水銀

アルキル水銀

セレン

ダイオキシン類

※項目ごとの詳細な調査地点は別途指示する。

※測定方法は、「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針」、「日本産業規格」、「大気汚染物質測定法指針」、「ダイオキシン類に係る大気環境調査マニュアル」、「昭和 46 年環境庁告示第 59 号」、「ダイオキシン類に係る土壌調査測定マニュアル」に基づき行うこと。

13. 調査結果の整理・報告

現地調査の結果について、項目ごとに基準値、規制値等と比較できるよう整理し報告できるようにすること。

また、基準値、規制値等を超えたものや、異常な数値を検出したものについては、監督職員に速報として報告するとともに、その発生した要因等を分析、考察し委託者に報告できるようにすること。





